足尾銅山の廃水処理対策の変遷に関する研究*

- 浄水施設を中心に -

A Study on the Transition of the Wastewater Treatment System in Ashio Copper Mine*

青木達也**・永井護***

By Tatsuya AOKI** • Mamoru Nagai***

1.はじめに

これまでに、土木学会による近代土木遺産の調査、 文化庁記念物課による近代遺跡調査、文化庁補助で全国 的に行われた近代化遺産(建造物等)総合調査、建築学 会による日本近代建築物のリスト化など、地域に現存す る遺構の掘り起こしが進められてきた。近年ではこれら の遺構を活用したまちづくりが積極的に進められようと している。次のステップとしては、これら遺構は地域が 有する特有の歴史を語る証として機能し、それら歴史を 彩る要素となることが求められている。また、遺構の歴 史的な経緯を整理することで、未だ地域に埋没している であろう遺構に対し光が当てられることも期待されてい る。そのため、遺構の技術的高さや様式などの意匠の素 晴らしさのみならず、最近では経済産業省による近代産 業遺産群33などにも見られるように、地域の特有な歴史 と遺構との関係づけも重要視されてきている。

日光市足尾町においては、近代において急速な発展を遂げた産銅業の歴史やそれにより培われた文化を今後のまちづくりに活かそうと、町内に現存する遺構をリスト化し取りまとめてきた。リスト化された個々の遺構はその規模や年代、珍しさなどの情報を伴い粗方整理されたと言える。今後、町の資源として活用されるために、これらの遺構は、足尾銅山が有するどのような歴史的側面を語り得るものであるのか、また、地域の成り立ちにおいてどのような役割を担ったのかなど、地域史的な観点からの特徴付けがなされていくことが望まれている。

2.研究の目的・構成・位置づけ

(1)研究の目的・構成 本研究は足尾銅山の鉱害対策の歴史を物語る一つであ

*キーワーズ:廃水処理、足尾銅山、遺構

**正員、工学、宇都宮大学工学部建設学科
(栃木県宇都宮市陽東7丁目1-2、
TEL/FAX 028-689-6225)

***正員、工博、宇都宮大学大学院工学研究科 (栃木県宇都宮市陽東7丁目1-2 TEL/FAX 028-689-6222) る廃水処理システムに関する遺構、特に浄水施設に着目 し、それらの施設と足尾銅山の歴史と変遷を整理するこ とで、これら遺構が担った役割やシステムの有する特徴 を明確にすることを目的としている。

以降の構成は次のとおりである。3章において、足尾 銅山における鉱毒の原因の認識と水処理対策変遷を整理 し、続いて4章で施設の役割や施設の配置を明らかにす る。5章において、他鉱山の廃水処理施設を比較し、足 尾の廃水処理対策の特徴を整理する。6章において本研 究のまとめを、7章において今後の課題を論じる。

(2)既存研究と研究の位置づけ

既往の研究については、歴史の把握や整理から産業や 土木遺産が有する特徴を解釈したもの7/8/9/10/がある。ま た、足尾の鉱毒水問題を扱ったものは数多あり、その代 表的なものとして11)12)13)14)がある。前者については遺産 の特徴づける際の歴史として未だ公害史が扱われておら ず、後者については、鉱害の発生に関して、その被害や 対応、制度などの経緯を論じたものであるが、対応のた めに導入された技術や建造物などの特徴をつぶさに見る ものではない。特に小風らの研究(3)との比較についてい えば、第三回予防命令により古河が行った対策に焦点を 当て論じているが、本研究は特に足尾地内で作られた浄 水システムについてその施設の特徴を明らかにしている 点で論点を異にしている。つまり、遺構の役割や特徴を 解明する上で、公害史を扱い、古河が足尾で行った浄水 システムを社内文書などの新たな史料を使いこれまでよ りも細かくみている点が本研究の新しい点であるといえ る。

3.足尾銅山鉱毒問題の原因の認識と水処理対策の変遷

(1)予防工事命令以前の原因の認識と水処理対策 1890年(明治23年)8月に起きた洪水が大きなきっかけとなり、渡良瀬川下流域の農民たちから除害の請願書が内務・大蔵、農商務の各省に数多く提出された。さらに1891年(明治24年)12月の第二回帝国議会において、田中正造から同問題についての質問がなされ、以前より報告されていた鉱毒問題はさらに大きな社会問題となっ

た。その後、被害民と古河の間に栃木県や郡役場などが 仲裁に入り、示談による解決が試みられ、1892年(明治 25年)8月に藤岡町、野木村、部屋村、生井村と足尾銅 山の鉱業主である古河市兵衛との間に示談契約が結ばれ、 古河は示談金の支払、洪水対策、水処理対策を行うこと となった。水処理対策については、この間の同年5月に おいて、古河市兵衛は鉱山局長である和田維四郎に対し て、今後の予防策として鉱滓中の銅分[1]を採減すること、 そのために米独の両国に粉末銅鉱採聚機(選鉱過程での 一作業である洗鉱の際に流出する銅を採取する機器)を 購入することを示し、1893年と1894年(明治26年と明27 年)に渡り本山と小滝に導入、さらに沈澱池を各選鉱所 に設けた。また、群馬県の持矢場の両堰水門と粉鉱の流 入の虞のある場所にも沈澱場が設置された。当初は鉱毒 水の原因は選鉱過程での廃水にあるものだとの認識がな されており、その毒を回収する手段が対策として打たれ た。

(2)第一回および第二回予防工事命令時における 原因の認識と水処理対策

1896年(明治29年)9月に発生した洪水は近年稀にみ る大洪水となり、渡良瀬川下流域では破堤氾濫により 村々の農作地は洪水被害を受け、先に述べた1890年(明 治23年)8月の洪水以上の被害がもたらされた。これに より、鉱毒問題は再燃し被害民から、堤防の改良、足尾 銅山の鉱業停止[2]、租税の減免の請願が政府に出された。 事態を重く見た明治政府は、対応を農商務省に指示、同 省は1896年(明治29年)12月22日に足尾銅山特別調査委 員を任命、鉱毒の原因探求と今後の対策を検討するため、 足尾に調査に向かわせた。その報告において、将来にお いて適当な(鉱毒予防に対する)方法を実施すれば、被 害が拡大しないであろうとの見解がなされ、足尾銅山の 鉱業を停止する必要がないと示されながら同年同月の25 日にその予防方法は提言された。農商務省はこれを受け 東京鉱山監督署長に内訓し、同監督署は即日、第一回予 防命令を古河市兵衛に対して発した。その要旨は、選鉱 所の排水中に含有されている粉鉱と土砂、さらに同じく 選鉱排水と坑水 (坑内からの排出水)中の可溶性銅鉄塩 類および遊離酸類、そして鍰、捨石、及び先砂の流出を 防ぐことであった。このことから、鉱毒の原因は銅成分 や酸であると認識が広がったことが分かる。また、水処 理対策としても選鉱排水、坑水へと扱う対象が増え、鉄 片を用いた装置による還元や石灰と反応させ沈澱させる ことなどが行われた(沈澱池に石灰乳を投入する試みは すでに明治28年12月の東京鉱山監督署からの命令で行わ れたとされている)。さらに水以外の廃棄物ではあるが、 鍰、捨石、先砂などの処理も鉱毒問題解決のために求め られた。なお、第二回予防命令は1897年(明治30年)5

月13日に出されるが、これは第一回予防命令の内容を古河に徹底させるために出されたものであり、鉱毒の原因や水処理についての認識や対策は特段の違いは見られないといえる。

(3)第三回予防工事命における原因の認識と水処理対策

農商務省により組織された足尾銅山特別調査委員とは別に、政府は1897年(明治30年)4月に内閣の直下に足尾銅山鉱毒事件調査委員会(以降、第一回鉱毒調査会と記す)を組織した。同委員の渡邊渡と細井岩彌による報告では、図-1に示すように鉱毒の原因を産銅工程(採



図 - 1 鉱毒の原因 14)

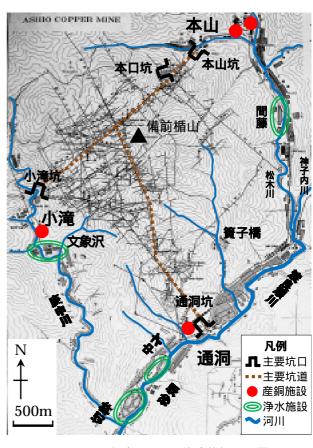


図 - 2 足尾銅山における浄水施設の配置図

鉱、選鉱、製錬)ごと、そして理学的状態(固体、液体 気体)ごとに整理され、さらにそれらの原因が含有する 成分が細かく示された。また、先に述べた鉄片による還 元、粉末銅鉱採聚機、それぞれの選鉱所近辺に設けた沈 澱池が対策として十分に機能しなかったことが示された。 鉱毒問題の原因を詳細に解明するとともにこれまでとら れてきた対策が十分でなかったことを明らかにしている。 また、同じく委員の小寺房次郎の報告では、坑水や洗鉱 後の廃水の成分などの分析結果が示され、沈澱池の拡張 とそこへの良質な石灰乳の投入が、廃水の処理に大きな 効果をもたらすとの見通しが示された。

以上のことなども加味され、第一回鉱毒調査会による報告(意見)が内閣に提出された。そして1897年(明治30年)5月27日に第三回予防命令が東京鉱山監督署長

表 - 1 処理すべき水の種別とその量[3]

	本山方面		通洞方面		小滝方面		
処理すべき 水の種別	(立方尺/ (立方尺/		平水量 (立方尺/ 時)	最高水量 (立方尺/ 時)	平水量 (立方尺/ 時)	最高水量 (立方尺/ 時)	
坑水	2000	12200	9000	12560	1600	1998	
選鉱用水	6500	1	6000	7000	7200	6802	
脱硫塔排水	3500	4800	-	-	-	-	
合計	12000	17000	15000	19560	8800	8800	

1. 坑水と選鉱用水の合算

表 - 2 第三回予防命令で作られた施設[3]

本山(間藤)

<u>тын (і</u>	中田(同族)										
浄水施設	平面 (坪)			平面 (坪)	容積 (立方尺)						
第一号沈澱池	200.00	43,200.00	第一乾泥池	276.80	1,107.20						
第二号沈澱池	80.00	11,520.00	第二乾泥池	133.80	535.20						
第三号沈澱池	80.00	11,520.00	第三乾泥池	250.80	1,003.20						
第四号沈澱池	300.00	43,200.00	第四乾泥池	188.30	753.20						
第五号沈澱池	300.00	43,200.00	第五乾泥池	147.87	591.48						
第六号沈澱池	260.00	43,680.00			2						
合計	1,220.00	196,320.00	合計	997.57	3,990.28						

坪)	(立方尺)	浄水施設	(坪)	(立方尺)
135.00	26,244.00	第一号砂集池	-	2,592.00
135.00	26,244.00	第二号砂集池	-	2,592.00
80.00	14,400.00	第三号砂集池	-	2,592.00
350.00	66,888.00	合計		7,776.00
	135.00 135.00 80.00	135.00 26,244.00 135.00 26,244.00 80.00 14,400.00	135.00 26,244.00 第一号砂集池 135.00 26,244.00 第二号砂集池 80.00 14,400.00 第三号砂集池	135.00 26,244.00 第一号砂集池 - 135.00 26,244.00 第二号砂集池 - 80.00 14,400.00 第三号砂集池 -

2. 乾泥地の容積は平面と深さ(4尺)の積として算出したもの

诵洞	1	由-	オ	1

浄水施設	平面 (坪)	容積 (立方尺)	浄水施設	平面 (坪)	容積 (立方尺)
第一号沈澱池	315.00	45,360.00	第一乾泥池	164.30	657.20
第二号沈澱池	315.00	45,360.00	第二乾泥池	206.00	824.00
第三号沈澱池	158.81	27,443.00	第三乾泥池	302.80	1,211.20
第四号沈澱池	158.81	27,443.00			3
第五号沈澱池	158.81	27,443.00	合計	673.10	2,692.40
第六号沈澱池	158.81	27,443.00			
슬計	1 265 24	200 492 00	1		

浄水施設	平面 (坪)	容積 (立方尺)
甲号濾過池	210.00	390,312.00
乙号濾過池	210.00	390,312.00
丙号濾過池	194.25	390,312.00
^ ±1	04405	4 470 000 00

音計 | 614.25 | 1,170,936.00 | 3. 乾泥地の容積は平面と深さ(4尺)の積として算出したもの

小滝(小滝)

77.45 (7	·/モ /				
浄水施設	平面 (坪)	容積 (立方尺)	浄水施設	平面 (坪)	容積 (立方尺)
第一号沈澱池	171.35	52,433.00	乾泥池	531.00	2,124.00
第二号沈澱池	171.35	52,433.00			4
第三号沈澱池	171.35	52,433.00	合計	531.00	2,124.00
合計	514 05	157.299.00			

浄水施設	平面 (坪)	容積 (立方尺)
第一号濾過池	148.87	27,333.00
第二号濾過池	164.32	31,169.00
第三号濾過池	124.14	32,792.00
第四号濾過池	150.48	27,631.00
스타	507 01	119 025 00

4. 乾泥地の容積は平面と深さ(4尺)の積として算出したもの

から古河市兵衛宛に出された。これにおいて指示された 水処理の方策は、本山方面の坑水は本山有木坑道(本山 坑道)に落下させ、石灰乳と攪拌して選鉱場に導き、選 鉱用水として使用後に脱硫塔から排出される水と合わせ て再度石灰乳と攪拌し向間藤に導き砂集器を通過させ沈 澱池に導くこと、通洞方面の坑水は簀子橋の旧坑道から 出る坑水以外は通洞坑に落して本山と同様に石灰乳と攪 拌させ中才沈澱池に導こと、そして、小滝方面では、文 象沢筋より来た坑水を選鉱場で用水として使用するとと もに銀山坑以外から排出される他の坑水も選鉱場に集め (文象からの坑水のみで用水は事足りるため用水として は使用されずに)、本山と同様に石灰乳と攪拌して砂集 器に導き、その後沈澱池に流入させる方策が指示された (表 - 1参照)。古河は方策通りに本山、通洞、小滝の それぞれにおいて、沈澱池、濾過地、乾泥地を主要施設 として備えた浄水場を整備した(表 - 2参照)。また、 それぞれの地域で処理すべき水の違いなどからその場に 適した付属の施設なども合わせて作った。

(4)第四回予防工事命以降における原因の認識と 水処理対策

その後、鉱毒の予防をより徹底させるため、1901年 (明治34年)4月26日には第四回予防命令が出され、石 灰乳の加え方や沈澱池や濾過池の掃除方法などが規定された。1903年(明治36年)7月21日には第五回予防命令 が出され、本山、通洞、小滝それぞれの周辺から排出される水など(滲透水など)もそれぞれの浄水施設で処理 されるようになった。

本山方面の本山坑地並以上の湧水は、本山坑地並樋に集めて間藤沈殿池に導かれ、小滝方面の小滝地並以上の湧水は小滝地並樋に集めて切幹沈澱池に導かれた。本山坑地並および小滝坑地並以下の湧水は横間歩第二竪坑や光盛第一竪坑またはその他の竪坑に設置されたポンプによって通洞地並にまで押上げられ、通洞坑口奥にある疎水坑道から中才浄水場へと導かれた(図 - 4参照、図は昭和初期の頃)。

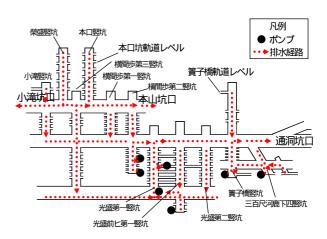


図 - 4 坑内水の排出方法[4]

その後、改修・変更などが、本山、通洞、小滝の各施設に対して行われた。坑内開発や採鉱量なども増加し処理すべき水量が増えたことが影響したためか、中才のさらに下流に切幹浄水場が新設された。また、小滝においては選鉱施設の廃止などもあり、大正15年には廃止となった。採鉱量、生産施設の変更などに影響されながら、浄水施設は改修・変更が行われていった(表 - 3 参照)。

表 - 3 明治 40 年以降の施設の改修・変更[3]

年	月	場所	事柄
1907年(M40)	7月	間藤	濾過地1個増設
	11月	小滝	沈澱池において文象坑口以上の坑水を処理を開始
1908年(M41)	8月	中才	集砂池新設
, , , , , , , , ,	12月	間藤	本山第三選鉱場との隧道完成
1911年(M44)	4月	切幹	沈澱池2個、制水池1個、濾過地3個を新設
,	9月	間藤	沈澱池及び乾泥地を拡張
1912年(M45)	7月	小滝	選鉱廃水を切幹の沈澱池において処理するための水路を新設
,	1,7	間藤	本山第三選鉱場内から石灰攪拌器を移設
1913年(T2)	2月	間藤	沈澱池と濾過地の改良工事実施、先砂機の設置
	7月	中才	通洞の選鉱廃水を切幹沈澱池で処理することに変更、そのため中才砂集
	'		地を廃止、あわせて通洞発電所付近にあった石灰攪拌器を中才に移設
		小滝	石灰攪拌所を移設
	11月	間藤	下間藤に乾泥池増設
1914年(T3)	5月	中才	沈澱池側にポンプを新設
		間藤	下間藤に乾泥池増設
1915年(T4)	4月	砂形	乾泥地4個増設
	7月	切幹	小滝坑水を切幹の沈澱池において処理を開始
	9月	間藤	第五号沈澱池を濾過地に変更
	-/-	本山	選鉱廃水路を改修
		小滝	小滝水梨沢間の滲透水路を改修
1916年(T5)	2月	中才	坑水隧道を改修
1010 ((10)	-/,	中才	濾過地1個増設
	3月	通洞	選鉱廃水路を変更し足尾鉄道線路に沿って敷設
	-,,	小滝	切幹沈澱池修理のため滲透水が再び小滝沈澱池で処理される
	5月	本山	松木滲透水路新設
1917年(T6)	5月	切幹	浚渫機新設
1011 ((10)	6月	本山	選鉱廃水路改修
	10月	小滝	切幹間の水路を改修
	,	中才	濾過池を1個増設
		通洞	有越澤の滲透水路を改修
1918年(T7)	11月	切幹	小滝の坑水、滲透水が再び切幹の沈澱池にて処理される
,	,	本山	高原木滲透水樋および橋を改修
		通洞	通洞選鉱廃水路を中才の攪拌所より小滝廃水合流点まで変更
	12月	通洞	砂形に濾過池を1個増設
1919年(T8)	7月	切幹	浚渫機を改修
1921年(T10)	3月	中才	沈澱池のポンプを移設
1923年(T12)	3月	小滝	坑水路を改修
1926年(T15)	1月	間藤	濾過機を新設
, (110)	7月	中才	石灰焙焼炉新設
	1	小滝	净水施設廃止
1927年(S2)	2月	切幹	浚渫機の櫓を改修
(02)	5月	間藤	石灰攪拌器を改修
	5,1	中才	石灰攪拌器を改修
1928年(S3)	7月	通洞	選鉱廃水路を木樋であったものをコンクリート管に変更
.520-(55)	8月	間藤	回転乾燥炉を新設
	10月	砂形	<u>関係を保存を利益</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
1930年(S5)	5月	砂形	学に700円に帰退機を削設 乾泥池内の濾過機を増設
13004 (30)	N/J	אר עון	FC/ C/ピドソソ/ 思 型1茂で・目記又

(5)原因の認識と水処理対策の変遷みられるシステムの特徴

足尾における廃水処理システムは鉱毒問題の原因が 解明されると共にその原因の除害のための方案が具現化 されてきたものであるといえる。対策が打たれはじめた 当初は鉱毒問題の原因が明らかではなく、粉末銅鉱採聚 機や沈澱池における石灰の投入による水処理が行われて いたが、原因が解明されるにつれ、水処理方法はシステム化されて行ったことが史的背景から読み取れる。また、沈澱池、濾過池、乾泥池の基本的な形は第三回の予防命 令に対する対策から続けられてきている。廃水処理システムは年月を経ながら改良が行われ当時とはその様相が 変化しているが、基本的な仕組みはこの時に作られたも のであるといえる。

4.水処理施設の役割と配置

(1)本山における水処理施設の役割と配置 本山における選鉱廃水、坑水、製錬所からの廃水、 堆積場からの廃水、周辺の沢からの一部の排水(滲透水



図-5 本山の浄水施設(向間藤)[4]

等)が図 - 5の浄水施設で処理され、その後松木川へ放流される。1921年(大正10年)からは本山における選鉱場は廃止されたので、それ以降は選鉱廃水の処理はなされなかったと思われる。松木川の上流側から沈澱池、乾泥地、濾過地の順で建造されており、それぞれの位置の高低差も考慮されているように思われる。沈澱池の浚渫泥を乾泥地に運ぶことが配慮されているため乾泥地が沈澱池のすぐ隣に配置され、濾過地はそれら二つの施設からの水を濾過し松木川へ放出するためにさらに下流の位置に配置されているように窺える。濾過地より下流の位置に乾泥地があるが、これらは濾過地から出る泥と上流にある乾泥地の容量を超えた場合に使用されるものであると思われる。

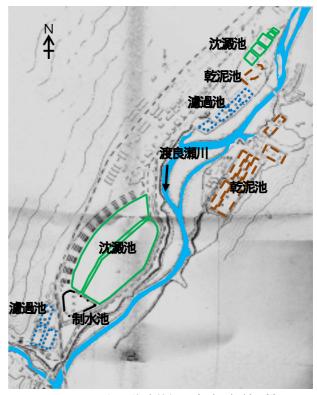


図 - 6 通洞の浄水施設(中才と切幹)[4]

(2)通洞における水処理施設の役割と配置

通洞における選鉱廃水、坑水、堆積場からの廃水、周辺の沢からの一部の排水(滲透水等)が図 - 6の中才の浄水施設で処理され、その後渡良瀬川へ放流される。1920年(大正9年)と1921年(大正10年)において立て続けに小滝と本山の選鉱場が廃止され選鉱作業が通洞の選鉱場に集中されるようになった。さらに坑内から排出される坑水はポンプの導入に伴い通洞に集中させて排出するようになったため、通洞における処理量は格段に増加したものと推測される。切幹の浄水施設はそれら処理量の増加に伴い建造されたものであると考えられる。

(3)小滝における水処理施設の役割と配置

小滝における選鉱廃水、坑水、堆積場からの廃水、 周辺の沢からの一部の排水(滲透水等)が図 - 7の浄水 施設で処理され、その後庚申川へ放流される。小滝選鉱 場廃止までその役割を担ったものと考えられる。沈澱池 と乾泥地が隣接し、その下流方向に濾過地が配置されて いるのは本山や通洞の浄水施設と似ているが、沈澱池や 乾泥地の面積に比べ濾過地の面積の割合が大きいように 感じられる。文象沢周辺からの滲透水等が多く含まれる ことなどから処理すべき水の量に比べ、それが含有する 沈澱物の割合が少なかったのではと推測される。

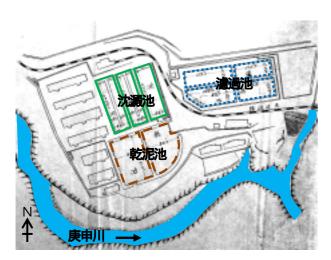


図 - 7 小滝の浄水施設[4]

(4)水処理施設の役割と配置からにみられるシス テムの特徴

本山、通洞、小滝のそれぞれの浄水場は河川沿いに 立地し、生産拠点よりも下流域に建設されている。処理 前の水の導水と処理後の水の排水が考慮されていること が窺える。またその施設は、敷地の上流側から沈澱池、 乾泥池、濾過池の順番で並んでおり。水処理の工程や沈 殿物の処理なども考慮された配置となっている。

なお、施設の拡張などが行われる場合は下流方向に

建造されていることが多いが、場合によっては河川を挟んだ対岸や少し離れた場所などにも建造されている。 敷地が乏しいことなどの影響を受けているといえる。

5. 他鉱山の浄水システムとの比較から窺える特徴

それぞれの鉱山における除害施設の開始時期を見てみると(表 - 4参照)、1897年(明治30年)から開始している足尾が最も古く、除害方法は、殆どの鉱山において石灰乳による中和が採用されている。このことから、足尾における浄水システムが他鉱山における浄水システムに影響を与えていることが予想される。石灰の使用量を見ると、小坂に続いて二番目に多い。しかし、除害前の水に含まれる銅成分や酸度が他鉱山と比べ著しく高いとは言えないこと、さらに除害後の数値が他鉱山と比べ大変低いことから、足尾における浄水は他鉱山と比べてより厳しい結果を求められていたことが窺える。

表 - 4 全国の鉱山における処理施設 18)

				処理		除害前額	広水分析	除記		使用人数
鉱山名	除害 設備 開始 時期	除害方法	主要設備	鉱 毎分 立 尺	石灰 量一 ヶ月 (t)	銅	全酸	銅	全酸	(澱採人もむ)
足尾	明治 30	石灰乳中和	沈澱池、濾過 地、乾泥池、 浚渫機	659	260	間 藤 0.04723 中 才 0.03381	間 藤 0.46900 中 才 0.64230	間 藤 0.00007 中 才 0.00016	間 藤 0.39160 中 才 0.57960	196
別子	明治 31	明治 39 年迄 石灰乳中和 以降中和を 行わず	泥土沈定タン ク、乾燥タン ク、坑水路	75	なし			0.00550	1.77760	18
小坂	明治 38	石灰乳中和	シックナー4 台、濾過槽	110	282	0.01127	1.92400	痕跡	0.67848	121
花岡	大正 3	石灰乳中和	沈澱池	30-5 0	80	0.00400	4.00000	なし		70
尾去澤	明治 43	石灰乳中和	砂沈定池、沈 澱池、乾泥池	124	78	0.01250	1.20370	痕跡	0.83790	48
荒川	明治 34	石 灰 乳 中 和 を行わず	沈澱池、 石灰石槽	300	なし	0.01060	0.01530	0.00397	0.00920	16
土畑	昭和 4	石灰乳中和	沈澱池、濾過 地	7	10	0.40000	1.50000	なし	なし	2
吉乃	大正 12	昭和3年以降 石灰乳中和	シックナー4 台、沈澱池、 乾泥地、クレ ーン	50	30	0.03100	4.11600		3.6360	42
日立	明治 42	石灰乳中和 を行わず	石灰石、滤過 槽	237	なし	本 山 0.00310 大雄院 0.00500	1.20960 1.02870	0.00260 0.00420	1.11910 0.90310	18
神岡	明治 37	石 灰 乳 中 和 を行わず	シックナー1 台、沈澱池	142	なし					4
尾小屋	明治 38	石灰乳中和	シックナー3 台、沈澱池	78	8	本 山 0.02500 大 曲 0.03500	0.01000 0.05500	0.00100 0.00100	0.00100 0.00100	9
生野	明治 42	石灰乳中和	シックナー、 沈澱池	74	18	金香瀬0.05964	2.87250	0.00600	0.59360	11
明延	明治 44	石灰乳中和 を行わず	澄水槽、沈澱 池		なし					
飯盛	明治 40	毎年6月より 9月末まで石 灰乳中和	沈澱池、濾過地	30-5 0	25	0.00500				35
東山	明治 44	石灰乳中和	沈澱池、濾過 地	23						
鴻之舞	大正 7	硫酸鉄溶液 中和	沈澱池		なし					

6.まとめ

全山からの廃水を一箇所に集めて処理を行うのでは なく、それぞれの主要生産拠点ごとに処理場を設けてそ のネットワークで全山分の廃水の処理を行っているとこ るが大変興味深い。さらに、急峻な谷地形に対して、はり付くように生産施設や生活のための空間を作り出さねばならないほど平地に恵まれぬ山間部でありながらも、直接的に生産性を上げるわけではないこれらの浄水施設に対し、水の流れに合わせた立地場所の選定や、処理作業上の流れを考慮しながら効率的に施設の配置を行っていることなども注目に値する。

日本の産業化に関わった鉱山企業が、生産技術のみならず、土木的センスを持ち合わせていたことが窺える。

7. 今後の課題

足尾の廃水処理施設の研究については、歴史的変遷の整理では昭和初期の頃までの事象を扱った。現在の遺構が第三回命令の流れを汲んでいることが分かったが、どれほど残存しているかを把握するため、今後更なる文献調査や現地調査を行う必要があると考える。

また、足尾銅山の環境対策を物語る遺構としては、 今回対象とした水処理に関わる施設の他に、鉱煙はもち ろんのこと、土砂(廃石、廃滓)などに関する処理施設 ものもあることが分かった。これらとの関連性を探求す る意味でも、今後研究対象の幅を広げる必要があると考 える。

補注

- [1]1891年(明治24年)における農科大学教授の丹波 敬三の分析およびその報告として銅分が有毒で あることが明言された。同時に原因の流出が足 尾銅山(古河)にあることが示された。
- [2]鉱業停止の要求は1891年(明治24年)の時点においても被害民から出されている。
- [3] 文献18)「日本鉱業発達史」から得られた情報を基に著者により手を加えたものである。
- [4] 文献21) 古河機械金属所蔵の「監督局提出書類」から得られた史料を基に著者により手を加えたものである。図面は昭和初期(おそらく、昭和5年から昭和11年の間)の様子を表すものであると考えられる。また、表はその時点(昭和初期)での認識に基づく情報で構成されていると思われる。

参考文献

1)文化庁記念物課:「近代遺跡調査-鉱山-」, ジアース教育新社, 2002.

- 2)栃木県教育委員会事務局文化財課:「栃木県の近代 化遺産(建造物等)総合調査報告書」,栃木県,2003.
- 3) 土木史研究委員会:「日本の近代土木遺産-現存する重要な土木構造物2000選-」,土木学会,2001.
- 4) 土木学会土木史研究委員会:「日本の近代土木遺産 現存する重要な土木構造物 2800選」,土木学会, 2005.
- 5) 「近代化産業遺産群33」,経済産業省,2007.
- 6) 「近代化産業遺産群 続33」,経済産業省,2007.
- 7) 樋口輝久,馬場俊介:「産業・交通史から見た土木 遺産」,土木史研究,20巻,pp.379-389,2000.
- 8) 星野裕司,小林一郎:「明治期の砲台跡地にみる土 木遺産の保存・活用について」,土木史研究,21巻, pp.89-100,2001.
- 9)石崎正和:「文献から見た品川台場」,土木史研究, 12巻,pp.403-408,1992.
- 10)田中尚人,秋山孝正,林聖人:「地域との関係性を考慮した水辺の近代化遺産の保全に関する研究」, 土木計画学研究論文集, Vol.24, No.2, pp.315-322.
- 11) 東海林吉郎, 菅井益郎:「足尾銅山鉱毒事件-公害の原点-」, 国際連合大学, 1982.
- 12) 内水護:「資料足尾鉱毒事件」,亜紀書房, 1971.
- 13) 小風秀雅: 「足尾銅山に対する第三回予防工事命 令の再検討-公害対策史の視点から-」, 足尾銅山跡 調査報告書,日光市教育委員会, pp.49-71, 2008.
- 14)渡良瀬遊水地成立史編纂人会:「渡良瀬遊水地成立史 通史編」,国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所,2006.
- 15)渡良瀬遊水地成立史編纂人会:「渡良瀬遊水地成立史 史料編」,国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所,2006.
- 16)安在邦夫・堀口 修・福井 淳:国立公文書館所蔵 影印本「足尾銅山鉱毒事件関係資料」,第十巻,東 京大学出版会,2009.
- 17)鉱山懇話会:「日本鉱業発達史」,上巻 1,2009. 原書房,1993.
- 18)鉱山懇話会:「日本鉱業発達史」,下巻 1,2009. 原書房,1993.
- 19)「足尾銅山予防工事一斑」,足尾銅山古河鉱業所,
- 20)「足尾銅山鉱毒予防工事現況一斑」, 古河鉱業事務所,1902.
- 21)鉱業課:「監督局提出書類」,古河機械金属所蔵, 1936